

社会福祉法人 尾道市社会福祉協議会

平成27年度 事業計画

(基本方針)

平成27年度は3年に一度の介護保険法の改正により、介護報酬の減額改定が行われます。また、生活困窮者自立支援法による生活困難者に対する自立相談支援事業等がスタートします。さらに、新会計基準の運用も始まります。これらの新たな状況に情報収集や研修会等への参加により円滑な対応ができるよう努めてまいります。

そして、平成27年度も小地域活動やボランティア養成事業、ふれあいサロン事業などを行い、地域の関係者のネットワークを推進し、身近な地域での見守りや話し相手などの生活支援ができるように取り組むとともに、権利擁護事業や認知症見守り事業、子育て支援事業、住民参加型有料サービス事業などを実施して、福祉に対する市民の理解を深め、地域福祉活動への市民参加と協力体制の充実を図ってまいります。

介護保険事業は、介護保険法の改正に加え、人材の確保が困難など厳しい経営環境ですが、職員の情報の共有や資質の向上に努め、地域包括ケアにおける役割を認識し、利用者に信頼され安心した在宅生活に役立てていただけるように運営に努めます。

【重点事業】

1. 小地域ネットワーク事業

身近な福祉課題を地域で解決するための体制づくりに取り組み、地域におけるきめ細やかな福祉活動が展開できるよう、小地域における住民参加による助け合いのネットワークづくりを推進します。

2. 生活困窮者自立支援事業（新規）

尾道市から受託した生活困窮者自立支援事業の円滑な運営に努め、関係機関と連携し、複合した生活課題を抱える生活困窮者の早期発見を図り、また、生活困窮者が自立した生活を行えるよう必要な支援を行います。

3. ボランティア養成事業

地域で安心して生活していくためには、市民参加によるボランティア活動がとても大切な時代となっています。生活支援等の新たなボランティアを育成するために各種のボランティア養成講座を実施し、さらに地域ボランティア組織の育成を図ります。また、もしもの災害に備えて、被災者生活サポートボラネット活動にも取り組みます。

4. ふれあいサロン事業

介護保険事業の介護予防の取り組みが見直されるなかで、ますますサロンの役割が重要になってきます。地域での仲間づくりや異世代との交流を行い、人と人とを結ぶふれあいの場として、ふれあいサロン事業に取り組みます。地域の人が

運営に携わり、サロンを通して地域の絆が強まるとともに、生活支援や介護予防を進める拠点として一層の充実に努めます。

5. 認知症の人にやさしいまちづくり事業

認知症サポーター14,500人を目標に認知症サポーター養成講座を開催するとともに、支援員による認知症高齢者見守り事業を実施し、認知症の人にやさしいまちづくりを推進します。

6. 子育て支援事業

「ブックスタート」「ブックスタート・プラス」「ブックステップアップ」の3事業を実施するほか、地域子育てサロンを発展させる他、尾道みなと祭、キッズフェスタ等のイベントへの参加を行い、尾道市内の子育て支援者とのネットワークづくりを推進します。

【事業実施計画】

1. 法人運営事業

- (1) 理事会、監事会、評議員会の運営
- (2) 各委員会の運営
- (3) 福祉基金・ボランティア基金の管理・運営
- (4) 会員の加入促進
- (5) 寄附金の受付

2. 地域福祉事業

(1) 地区社協等地域組織化事業

① 地域ネットワーク事業

地域のさまざまな組織や保健推進員、民生委員・児童委員、ふれあいサロン協力者などと連携して、支えあいの地域づくりを推進する地区社協を支援します。

また、モデル地区に指定した地区社協と協働して、生活課題を把握し住民同士の支え合い・助け合いのまちづくりのネットワークを推進します。

② 生活・介護支援サポーター養成、スキルアップ事業

生活・介護支援サポーターを養成し、地区社協における小地域ネットワークの見守り活動との連携を図り、地域福祉活動の担い手として定着するよう取り組みます。

③ 介護予防・日常生活サポート事業

ひとり暮らし高齢者又は高齢者のみの世帯（以下「ひとり暮らし高齢者等」という。）に対し、地域の実情に応じた介護予防・日常生活支援サービス等を提供することにより、ひとり暮らし高齢者等が

住み慣れた地域で自立した生活を確保することを支援し、ひとり暮らし高齢者等の福祉の向上を図ります。

- ④ 地区社協会長会議の開催
- ⑤ 地域活動研修会

地域福祉についての意識を高め、福祉活動やボランティア活動を推進します。

ア、瀬戸田地区 「介護予防あれこれ講座（仮称）」の開催
高齢化が進む中、毎日が元気に過ごせるよう家庭でできる介護予防のヒントや工夫を学びます。これから予想される老々介護を楽しく乗り切るための講座メニューとして、年5回開催します。

イ、地域づくり講演会(年2回)

(2) ふれあいサロン事業

歩いて行ける距離にある小地域単位でのサロンが求められており、地域の集会所などで、閉じ込めりがちな高齢者等を対象にサロンを開催します。

研修会・交流会の開催（リーダー研修、ボランティア養成講座）

- ① 専門講師派遣事業
- ② 社協型総合推進事業（小地域のお茶の間づくり）

生活課題を、身近な居場所（常設的なお茶の間サロン）を拠点にして、それぞれの地域の実情に応じた手法で、住民が把握・共有し、自らの力で解決できる仕組み（支え合い活動）を作ります。

- ③ サロンへの支援

サロン活動のマンネリ化を防ぐために、支援員が出向いて指導や支援をします。また、新規サロンの立ち上げに協力します。

(3) 生活福祉資金貸付事業

この事業は、低所得者等の経済的自立および生活意欲の助長促進、社会参加の促進を図り、安定した生活を送れるようにすることを目的としています。

その対応には関係機関との連携や迅速性が求められます。民生委員・児童委員と連携しながら広島県社協への申請につなげていきます。また、借り受け世帯に

対しては、円滑な償還が行われるよう支援・指導を行います。そして、平成27年度の生活困難者自立支援法の施行を見据え、職員の資質の向上を図ります。

(4) 福祉サービス利用援助事業（かけはし）

専門員や支援員を配置し、認知症高齢者や知的・精神等に障害があり、その障害によって判断能力の不十分な人を対象に、福祉サービス利用手続きの援助・代行、日常的な金銭管理の援助、通帳の預かり等により地域での自立した生活を支援します。

各支所や関係機関と連携して迅速な対応をするとともに、支援員のスキルアップを図るため、研修を実施します。

(5) 法人後見事業（成年後見事業）

専門員と支援員を配置し、福祉サービス利用援助事業を利用されている方で、今後福祉サービス利用援助事業の利用の継続が困難な状況になり、成年後見制度の利用が必要と思われる方を法人後見人として受任し、財産管理や福祉サービスの利用など、本人の思いを大切にしながら支援します。

また、関係機関、他市町社協及び広島県社会福祉士会と連携し、情報交換を行い、成年後見制度の啓発に努めます。

(6) 認知症高齢者見守り事業

- ① 専門員と支援員を配置し、在宅で認知症高齢者を介護している世帯等からの要請により、支援員を派遣し、認知症高齢者の話し相手や見守り、家族の話し相手として対象世帯を訪問します。
- ② 支援員のスキルアップを図るため、定期的に研修を実施します。
- ③ 在宅介護者の集いを年6回実施し、在宅での介護者の負担軽減を図ります。

(7) 認知症サポーター養成事業

地域で認知症の人や家族を支える認知症サポーターを数多く養成するとともに、小・中・高等学校でも積極的に講座を開催し、児童・生徒などのサポーターを養成します。子どもから大人まで認知症についての正しい理解を図り、市民参加により認知症になっても安心して暮らせるまちづくりを目指します。

(8) 住民参加型ふれあいサービス事業

ごく普通に助けたり助けられたりの関係がある地域をめざし、市民相互の助け合いの仕組みとして住民参加型ふれあいサービス事業を推進します。

関係機関と連携をとりながら、地域のニーズに応じていくとともに、サービス提供の充実を図るためサービス会員の増員に努めます。

また、サービス会員のスキルアップを図るため、定期的に研修を実施します。

(9) 介護器具等の貸し出し

車椅子等の介護器具、チャイルドシートを貸し出します。

(10) 福祉総合相談事業

① 弁護士、元調停委員、司法書士、社会福祉士及び元公証人による専門相談をそれぞれ毎月1回行います。

② 精神保健ボランティア「コスモス」による、心の相談を実施（毎週月曜日）、日常的には職員が困り事や福祉相談に対応します。

(11) 生活困窮者自立支援事業（新規）

生活困窮者が生活保護に至らないように、相談支援員や就労支援員の職種を配置し、総合福祉センターに事務所を置き、生活困窮者が抱える様々な生活課題の相談に応じ、自立にむけた支援を行います。

① 自立相談支援事業(生活課題の相談に応じ、その課題の軽減や解決を図る。)

② 家計相談事業(世帯における収入及び支出を適切に把握できるように助言指導を行う)

(12) 福祉まつり・社会福祉大会等の開催

① 第44回おのみち福祉まつりの開催 10月18日(日)

② 尾道市社会福祉大会の開催 11月17日(火)

③ 御調地区健康福祉展への参加 10月24日(土)・25日(日)

④ 向島健康福祉まつりへの参加 10月17日(土)

⑤ 地区福祉まつりへの協力

(13) 広報啓発活動

① 市社協だよりの発行(年6回 全世帯)

全世帯に配布し、福祉情報、ボランティアの啓発を行います。

② ボランティアだよりの発行(年4回)の発行

③ 子育てサロン通信(年4回程度)の発行

④ ホームページの定期的な更新による情報提供や各種チラシ、地元新聞、FMおのみち等による広報活動を行います。

(14) 民生委員児童委員協議会との連携

民生委員児童委員協議会の定例会へ出向き、社協が行っている事業について説明し、協力を依頼します。

3. 福祉人材養成事業

(1) ひとり親家庭の就労支援講座

医療事務講座、調剤薬局事務講座、介護職員初任者研修、簿記講座、パ

ソコン講座などの就労に役立つ講座を開催します。(母子・父子福祉事業へ再掲)

- (2) 大学、専門学校など社会福祉援助技術実習生の受け入れ
- (3) 日本赤十字社講習会

4. 福祉教育推進事業

- (1) 児童・青少年を対象とした福祉教育
 - ① ボランティア実践校事業
 - ② 出前福祉教室の開催(車椅子、手話、点字、高齢者擬似体験など)
 - ③ 青少年ヤングボランティアスクールの開催
 - ④ もっとまると福祉共育創造事業

5. ボランティア活動推進事業

ボランティア活動を推進するため、地域の実情に応じた各種養成講座や研修会を開催し、多様なニーズに対応できるボランティア組織の育成を推進するとともに、ボランティア団体やNPO法人との連携を深め、福祉のまちづくりを進めます。

- (1) ボランティアセンターの運営
 - ① ボランティアの相談・情報提供
 - ② ボランティアの派遣
 - ③ 各ボランティア連絡協議会への協力
 - ④ 尾道ボランティアネットワーク事業
 - ⑤ 尾道ボランティアフェスティバルの開催
 - ⑥ ボランティア保険・行事保険・在宅サービス保険などの受付
 - ⑦ 福祉活動機材の貸し出し
 - ⑧ 尾道市被災者生活サポートボラネット推進会議の開催

- (2) ボランティア養成事業

ボランティアの交流を図り、新規ボランティアの発掘のために、次の養成講座や研修会を開催し、ボランティア活動のきっかけづくりやボランティア団体への参加を促進します。

- ① 保育ボランティア養成講座
- ② 読み語りボランティア養成講座
- ③ お掃除ボランティア養成講座

(「おのみち地域応援隊養成講座」《3回》)

6. 高齢者福祉事業

- (1) 第41期尾道いきいき大学
 - 60歳以上の方に生涯学習の機会を提供し、生き生きと人生の完成をめ

ざ

していただくため、次の講座を実施します。

① 教養講座 (年8回)

② 実技講座 (毎月2回 全20回)

書道かな・書道漢字・園芸(花木)・野菜・絵画・英会話・自由

花・

俳句・茶道・パソコン(木・金の2コース)

(2) 敬老会(各地区社協・町内会等で実施)

敬老の日を中心に地区社協・町内会単位で開催します。

7. 障害者福祉事業

障害者の自立を促進するため、支援者を養成する各種講座の開催や、障害者のための社会参加に役立つ、次の事業を行います。

(1) 障害者社会参加促進事業

本所、支所がそれぞれ障害者の社会参加と自立を推進する各種講座やボランティアの養成講座を実施します。

① 各種養成講座(手話、点訳、朗読、要約筆記)

② コミュニケーション支援事業の実施(手話通訳者、要約筆記者の派遣)

③ 障害者スポーツ教室の開催(水中ウォーキング、水泳、グランドゴルフなど)

④ 啓発普及事業(「障害者週間」尾道福祉大会の開催)

⑤ 生活訓練事業(中途失明者及び知的障害者のための講演会及び料理教室など)

⑥ 視覚障害者への点字広報・音声情報の提供

⑦ IT総合推進事業(パソコン教室)

⑧ 芸術文化講座(習字教室)

(2) おもちゃ図書館の運営

障害児、おやこ広場、児童センターなど子育て支援でのおもちゃの活用

(3) 尾道市障害者自立支援協議会等への参加

(4) 尾道市身体障害者福祉協会、尾道手をつなぐ育成連合会など障害者当事者団体への支援・協力

8. 児童福祉事業

(1) 子育て支援ネットワークづくり

① ブックスタート事業(4カ月児を対象)

- ② ブックスタート・プラス事業（1歳6カ月児を対象）
- ③ ブックステップアップ事業（3歳児を対象）
- ④ 子育てサロン事業（子育てサロン関係者会議、子育てサロン連絡協議会の開催、子育てサロン交流会、子育て講演会などの開催）
- ⑤ およこカフェ、およこ広場等子育て支援事業
- ⑥ 医師会少子化対策委員会、要保護児童対策地域協議会、健康おのみち21等への参加

(2) 尾道子育て支援ネットワークへの協力

9. 母子・父子福祉事業

(1) ひとり親家庭の就労支援講座

医療事務講座、調剤薬局事務講座、介護職員初任者研修、簿記講座、パソコン講座などの就労に役立つ講座を開催します。

(2) 尾道市母子寡婦福祉連合会への協力

10. 尾道市総合福祉センター等の管理

(1) 尾道市総合福祉センターの管理（指定管理者として円滑な運営を推進）

(2) 向島愛あいセンターの管理

(3) 因島福祉会館の管理

11. 尾道市総合福祉センター事業（別紙）

高齢者、障害者、児童、母子・父子等各センター対象者の福祉増進のための講座、行事および三世代交流の事業を実施します。